

誰もが犯罪に遭うことなく，安全で安心して暮らすことは，県民全ての願いです。 しかしながら，不幸にして犯罪に巻き込まれ，被害を受けた方やそのご家族，ご遺族は，犯罪による直接的な被害だけでなく，その後も，周囲の理解不足などによる二次的被害に苦しめられることも少なくありません。
犯罪被害者やそのご家族，ご遺族を支えることは社会全体の責務です。再び平穏な生活を営むことができるよう，関係機関•団体が連携し，当事者の立場に配慮した適切かつきめ細かな支援を途切れることなく提供することが必要です。
県ではこれまで，犯罪被害者等の総合相談窓口である「福岡犯罪被害者総合サポー トセンター」および性暴力被害者をワンストップで支援する「性暴力被害者支援セン ター・ふくおか」を設置し，さらには，全市町村に犯罪被害者等対応窓口が設置され るなど，その支援施策の充実に努めてきました。
そして，2018（平成30）年に，「福岡県犯罪被害者等支援条例」を，2019 （平成31）年には，「福岡県における性暴力を根絶し，性被害から県民等を守るため の条例」を，議員提案により制定しました。
これらの条例に基づき，2018（平成30）年12月には犯罪被害者等への総合的•計画的な支援を推進するため「福岡県犯罪被害者等支援計画」を策定するととも に，性暴力被害者等への支援の充実と性暴力根絶のための教育•啓発に取り組んでき ました。

このような取り組みにより，犯罪被害者等に対する支援は拡充し，また，県民の理解も進んでいるものの，依然として困難を抱える犯罪被害者等は多く，深刻な二次的被害も発生しています。本県が目指す，誰もが安心して，たくさんの笑顔で暮らせる福岡県の実現に当たつては，こうした犯罪被害者等の権利利益を保護していかなけれ ばいけません。

これまでの取り組みと課題を踏まえ，犯罪被害者等の支援の更なる推進のため，こ の第2次計画を策定しました。
本計画において，「犯罪被害者等支援体制の整備•充実」，「精神的•身体的被害の回復•防止」，「損害回復•経済的支援等」および「犯罪被害者等を支える地域社会の形成」の 4 つの基本方針に基づき，犯罪被害者等に寄り添った，温かみのある施策をよ り充実させてまいります。県民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。
最後に，本計画の策定に当たり，貴重なご意見やご提言をいただいた，福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員会議の委員の皆さまをはじめ，ご協力をいただいた多くの方に心から感謝申し上げます。

